

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 69

[事務局] 稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133



SNS をきっかけに騙されないようにしましょう！

【投資グループ内で勧誘される”FX取引”に注意】

LINEで友達申請してきた人から、投資グループに誘われた。そのグループ内で「高倍率の取引ができる海外FXの情報を入手して一緒にもうけよう!」と誘われ、海外FXの口座を開き、指定された個人名義の口座に50万円振り込んだ。

FX口座内で倍以上の利益が出たので、約15万円の出金を申し出たところ、自分の銀行口座に入金された。信用できると思い、毎回異なる個人名義の口座に計70万円を振り込んだ。しかし、50万円の出金を申し出たら「海外取引税として約160万円を振り込まないと出金できない」と言われた。元金だけでも回収したい。

(70歳代)



【被害回復は困難！著名人を名乗る投資話の勧誘に注意】

投資を考えていたら、有名経済評論家主催の投資相談のSNS広告が表示された。100万円が1億円になったとの体験談に惹かれメッセージアプリに登録すると、評論家のアシスタントを名乗る人から投資話が届いた。有名な評論家なら信用できると思い100万円を振り込むと、利益を増やすため100万円を追加するよう言われ、別の口座へ振り込んだ。その後も次々と勧められ総額1500万円を振り込んだ。運用状況を確認すると6千万円の利益が出ていたので引き出そうとしたら、手数料や税金約2200万円を支払わないと出金できないと言われた。

(60歳代)



※※ 一度振込してしまうと、被害回復が困難です！ ※※

- ☑ SNS上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう！
→SNS上には消費者を信用させるために著名人の画像を無断で掲載しているものがあります。
- ☑ 振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まない！
→通常の株やFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。
- ☑ 被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えましょう！





相談事例（稚内市消費者センター）

【相談事例】

SNSの広告で写真を載せるだけで簡単にお金を稼げる副業を見つけ、自分もやってみようと思いいリンクをタップした。無料通話アプリの友達申請をし、600円の電子マニュアルをクレジットカードで購入して会員になった。後日サポートセンターから電話があり、170万円のサポートプランを勧められた。月々の収益(200万円になることもある)から返済すればよいとの話だったが、無断で消費者金融5社から50万円ずつの融資の申込がされていた。「借金してまで副業をしたくない」と断ったが押し切られた。消費者金融からマイナンバーカード・収入証明書・運転免許証のコピーを求められたが専業主婦で運転免許証も持っていない事を伝えた。消費者金融の一社から自分の住所等を書き換えられており『詐欺かもしれないので、消費者センターに相談した方がよい』と言われた。消費者金融4社はキャンセルできたが、もう1社の連絡先が分からない。

【対処】

まずは、最初に電子マニュアルの購入時の支払い方法であるクレジットカード会社に至急電話し、「詐欺にあった」ことを相談するように伝えた。また、事業者とのやり取りは全てスクリーンショットで残す事を伝えた。連絡の取れない消費者金融の情報を聞き、消費者センターから問い合わせることの了承を得た。『相談者の50万円の融資は現在審査待ちの状況でキャンセルには応じていない。審査が通った場合には連絡後、有効期限内に手続きをしなければ5日後には自動的に取り下げられる』との事だった。相談者には、その旨伝え、消費者金融との直接の連絡方法を伝えた。

簡単に稼げる仕事はありません。一人で判断せず家族にも相談しましょう！



※ 名義貸しの事案 ※

「稚内市に認知症施設ができる。お金はかからない。名前だけ貸してほしい」との不審な電話がありました。電話の相手は大手ショッピングセンターの関連事業者を騙ったとのこと。

→名義を貸した消費者に対し、後から名義貸しは犯罪だと言ってお金を要求する詐欺的な事例が多数あるので注意が必要！

契約に関する困りごとは、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133 ・ FAX 0162-23-4134

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：8月11日・9月8日・10月13日

○相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）：0162-23-6413